

**平成 29 年度
島根県社会福祉政策への提言・要望書**

平成 28 年 11 月 2 日

島根県社会福祉団体連絡協議会

島根県市町村社会福祉協議会会長会

島根県の社会福祉政策への提言・要望

全国に先がけて少子高齢化と人口減少が進む本県では、家族規模・構成や働き方の変容など社会構造の変化等を背景に家族や地域の支え合い機能が低下しており、社会的孤立や虐待、経済的困窮、貧困の世代間連鎖など従来の福祉制度の枠組みだけでは十分対応できない複合的で深刻な課題が地域の中で顕在化しています。

このような中、地域包括ケアシステムや地域共生社会を実現していくためには、地域における生活の基盤となる「住まい」の確保と、その住まいにおいて安定した日常生活を送るための総合相談・生活支援の体制整備が必要となります。

また、福祉現場においては、福祉・介護人材の不足が慢性化しており、今後一層の深刻化が予想されることから、福祉・介護人材の確保・定着の問題は福祉・介護サービスの量と質を確保していくうえで極めて重要な課題となっています。

さらに、本年4月に発生した熊本地震をはじめ各地で風水害が多発していますが、避難や避難所での生活が困難な「災害時要配慮者」を支援するための早急な体制整備が求められています。

この度、島根県社会福祉団体連絡協議会並びに島根県市町村社会福祉協議会会長会では、こうした考え方に立って、本県の社会福祉政策について次のとおり提言・要望をいたしますので、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

平成 28 年 11 月 2 日

島根県知事 溝口 善兵衛 様

島根県社会福祉団体連絡協議会 会長 江口 博晴

島根県市町村社会福祉協議会 会長 大谷 克雄

提言・要望事項

1 防災・減災活動の推進

- (1) 災害時要配慮者への支援体制の強化
- (2) 常設の県災害ボランティアセンターの設置と県地域防災計画への明記

2 介護人材の確保・定着

「島根県介護人材確保・定着のための総合戦略」の策定

3 総合的な権利擁護や安心生活保障に係る支援体制の強化

- (1) 地域における生活困窮者等への総合相談・生活支援体制の強化
- (2) 住まいの確保と住まい方を一体的に支援する仕組みづくりの推進

1 防災・減災活動の推進

(1) 災害時要配慮者への支援体制の強化

島根県内の全ての市町村において、災害時に高齢者や障がい者などの要配慮者が円滑かつ迅速に避難し、避難所での良好な生活環境が確保できるよう支援体制の整備を要望します。

(具体的内容)

- ① 市町村に対する「個別計画」策定推進の働きかけと支援が必要です。
- ② 市町村に対する「避難行動支援者連絡会議（仮称）」設置の働きかけと運営支援が必要です。
- ③ 福祉避難所の運営に関し、市町村に対する継続的な研修の実施、市町村における福祉避難所設置・訓練の促進及び実施マニュアルに対する支援が必要です。
- ④ 一般の避難所における福祉避難コーナー設置ガイドラインの作成と普及が必要です。
- ⑤ 島根県総合防災訓練における災害時要配慮者への対応に関する訓練の実施が必要です。（「個別計画」に沿った避難行動、福祉避難所の設置・運営、一般避難所における福祉避難コーナーの設置・運営）

【提言・要望の理由】

- ① 災害時要配慮者の避難支援を円滑かつ迅速に行うため、各市町村において避難行動要支援者名簿が作成されています。
- ② しかし、実効性のある避難支援を行ううえで欠かすことのできない個別計画の策定や防災、福祉、保健、医療等の各分野の連携を図る連絡会議の設置等が進んでおらず、支援体制が十分に整えられていません。
- ③ 近年、災害が多発しており、支援体制の整備が進んでいない現状に、障がいのある方などからは不安の声が上がっています。

- ④ 福祉避難所は当該市町村行政が設置・運営するものですが、必ずしも福祉部局職員が担当するわけではなく、また、福祉関係部局職員であっても福祉避難所運営についての経験が乏しい場合があります。
- ⑤ 一般の避難所においても、ユニバーサルデザインの観点から災害時要配慮者に対応した避難所整備・運営が必要です。

(2) 常設の県災害ボランティアセンターの設置と県地域防災計画への明記

災害時において、円滑に被災者支援のためのボランティア活動ができるよう常設の県災害ボランティアセンターの設置を提案します。

(具体的内容)

- ① 常設の県災害ボランティアセンターの設置及びその運営に関する事項について県地域防災計画へ明記することが必要です。
- ② 常設の県災害ボランティアセンターを運営していくためには、専任の担当者（コーディネーター）の配置や活動資器材保管場所の確保などその機能を果たしていくための環境整備が必要です。

【提言・要望の理由】

- ① 県地域防災計画にも記載されているように、大規模な災害が発生し、被災者支援活動を行う場合、公的機関の応急・復旧活動とともに、ボランティアによる被災者のニーズに応じたきめ細やかな支援が必要です。
- ② こうした災害ボランティア活動を安全、円滑かつ効果的に行うためには、ニーズとボランティアをコーディネートする機関、すなわちボランティアセンターの設置が不可欠であり、被災市町村域の災害ボランティアセンターの設置・運営とともに、広域・後方支援にあたる県域の災害ボランティアセンターの設置・運営が必要です。
- ③ 近年、大規模な災害が多発していること、被災地・被災者支援活動におけるボランティア活動の必要性・有効性が認められるようになってきたことから、全国を活動エリアとする被災者・被災地支援を目的としたNPOが設立されています。このような中、こうしたNPOや災害発生時に被災者支援に取り組む団体（日赤、青年会議所、生協など）との協働が求められています。
- ④ 災害ボランティアセンター運営の原則は「被災者中心」「地元中心」「協働」であり、そのためには平時から上記の団体や関係行政機関と十分な連携を図るとともに、災害ボランティアセンター運営支援者やコーディネーターの養成、県民への災害ボランティア活動に関する啓発活動に取り組む必要があります。
- ⑤ また、県地域防災計画には、災害ボランティア活動に関する記述はあるものの、県災害ボランティアセンターの設置やその運営主体についての記述はありません。

2 介護人材の確保・定着

「島根県介護人材確保・定着のための総合戦略」の策定

少子高齢化とともに労働力人口の総体的減少により、福祉・介護業界全般において人材確保が困難になりつつある中で、とりわけ介護分野においては地域を問わずその傾向が顕著となっています。

このため、中・長期的視点に立って、本県における介護人材の確保とその定着のために島根県及び関連する機関・団体が相互に知恵を出し合い、「どのような取り組みを」「いつから」「どのような手段で」展開していくのかを明らかにした「島根県介護人材確保・定着のための総合戦略（仮称）」を早期に策定されることを要望します。

【提言・要望の理由】

- ① 団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて介護ニーズの一層の増加が見込まれる中で、本県の労働力人口は減少傾向にあり介護人材の確保は喫緊の課題となっています。
- ② また、介護現場における離職率は依然として高い状況にあり、「重労働」「長期的に働き続けることが困難」などのマイナスイメージが新たな人材参入を阻害している実態もあります。
- ③ こうした中で、島根県では介護人材の確保に向けて、各種計画の中で目標等を設定していますが、短期的、中・長期的視点に立って目標を達成するための個別具体的な戦略については必ずしも十分な整理はなされていません。

- ・まち・ひと・しごと創生 島根県総合戦略
(評価指標) 介護職員数：H25：13517名⇒H31：15600名
- ・島根県老人福祉計画・島根県介護保険事業支援計画
(評価項目) 関係機関との連携、介護サービスへの理解促進、若年層への働きかけ、介護職員の養成、介護人材の就労支援
- ・島根県地域福祉支援計画
(評価項目) 介護人材の養成、職場環境の改善、魅力発信、UIターン者支援

- ④ 国においては、介護人材確保地域戦略会議（平成27年8月20日）において「介護人材確保の総合的・計画的な推進」を発表し、中・長期的な介護人材確保の基本的な考え方が示されました。
- ⑤ こうした考え方を踏まえつつ、本県の実情や課題に照らした本県における介護人材の確保とその定着のためのロードマップづくりが求められています。

[総合的な戦略の視点例]

区 分		事業展開（例）
参 入 促 進	一般向け 広報・啓発	○県民向け広報・啓発の取り組みの充実 →県及び関連機関・団体の広報媒体の活用策 →「介護の日」を利用したフェスティバル・顕彰等
	介護の魅力 発信・ イメージ アップ	○小・中学生向け介護体験等の充実 →介護等体験事業の充実 →学校巡回型ミニ講演会 →授業用教材の開発・普及 →中学校の職場体験事業における福祉事業所体験プログラムの充実 ○高等学校におけるキャリア教育の推進 ○保護者向けの介護の仕事理解促進の取り組み →施設訪問・介護体験事業の創設 ○一般大学等キャリアセンターとの連携 →介護の仕事ミニ講座 →個別面談会 ○女性層・子育て世代及び高齢者層の入職支援策の充実 →介護の仕事入門講座の創設 →本人の意欲や働き方に応じた資格取得支援 ○小・中・高等学校教員向けの体験型理解促進事業 ○潜在有資格者向け再就職支援策の充実
	ターゲット を絞った段 階的啓発	
	就学支援策の強化	○介護福祉士等就学資金の拡充・貸付額の増額 ○本県介護福祉士養成校への就学支援・誘導
介護業界の可視化 (選ばれる 事業所づくり)	○福祉・介護人材育成認証制度の創設 (働きがいと働きやすさに配慮した人材育成や職場への定着支援に取り組む事業所を認証し公表する仕組み)	
労働環境・処遇の改善	○「福祉・介護人材育成認証制度（仮称）」の創設 ※再掲 ○介護人材のキャリアパスシステム整備の推進 ○入職後の資格取得（キャリアアップ）への支援 →助成制度の創設 →代替要員の確保支援 ○新人職員に対するエルダー・メンター制度の導入 ○介護ロボットの導入支援 →導入・普及に向けた実証研究事業の創設 ○事業所内保育所の運営支援 ○法人間連携促進のためのモデル事業の創設	

3 総合的な権利擁護や安心生活保障に係る支援体制の強化

(1) 地域における生活困窮者等への総合相談・生活支援体制の強化

生活困窮者等への経済的支援をする生活福祉資金貸付事業や判断能力が不十分な高齢者・障がい者等を支援する日常生活自立支援事業について、各事業の実績に応じた人員配置等に必要な予算措置を要望します。

また、生活困窮者自立支援制度の円滑実施に向け、就労支援のさらなる充実強化をお願いします。

(具体的内容)

- ① 生活困窮者や判断能力の不十分な高齢者や障がい者等の自立支援に向け、その果たす役割が拡大している生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業について、今後ますます増加する需要に対応するため、支援実績が適切に評価され、その評価に応じた予算措置がされる必要があります。
- ② また、生活困窮者への就労支援において、心理面からのサポートや対象者個々の能力に応じた就労支援プログラム等について助言指導のできるアドバイザーを島根県に配置し、市町村の相談機関に巡回指導を行う体制の整備が必要です。

【提言・要望の理由】

- ① 日常生活自立支援事業では、判断能力の不十分な高齢者、障がい者等の利用者数の増加に対する財源措置が十分でないため、新規利用申込者への対応の遅延や市町村社協の財源持ち出しなど、事業の実施に支障をきたしているところがあります。

* 日常生活自立支援事業実利用件数

平成 26 年度実績	平成 27 年度実績	平成 28 年 9 月末現在
690 件	723 件	736 件

46 件増

* 日常生活自立支援事業補助金 (当初予算)

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
88,008 千円	86,245 千円	82,748 千円

5,260 千円減

- ② 生活困窮者等への経済支援や教育支援の一翼を担う生活福祉資金の役割が増しており、窓口となる市町村社協の体制整備が不可欠だが、貸付件数や償還指導など支援実績が適切に評価されるような財源措置がなされていません。

*平成 27 年度（生困制度施行時）貸付実績

	貸付決定件数	前年度比
総合支援資金	26 件	18.2%増
緊急小口資金	57 件	46.2%増
教育支援資金	84 件	15.1%増

- ③ 生活困窮者の自立に向けては、就労支援が重要であるが、市町村の相談機関において、就労支援に関するノウハウ等が十分でないことから、自立相談支援事業や就労準備支援事業において効果的な就労支援が実施できていません。

*生活困窮者自立支援制度における支援状況調査（平成 27 年度）

	新規相談受付件数	プラン作成件数	就労支援対象者数
全国	14.7 件	3.6 件	1.8 人
島根県	16.4 件	2.7 件	1.0 人

※ 人口 10 万人当たりの数値

(2) 住まいの確保と住まい方を一体的に支援する仕組みづくりの推進

低所得者、高齢者、障がい者等の「住宅確保要配慮者」の住まい確保と住まい方を一体的に支援する仕組みづくりを推進するため、官民の住宅や医療・福祉等に関わる関係者が協働し、県内の実態把握や相談・居住支援の体制づくり等について研究協議等を行う取組みをすすめてください。

(具体的内容)

- ① 「住宅確保要配慮者」の公営・民間賃貸住宅や福祉施設等の入居前、入居中、退去時等における課題や支援ニーズについて実態把握を行ってください。
- ② 県全体における居住支援の態勢整備を図るため、島根県居住支援協議会への全市町村参加や、「住宅確保要配慮者」の支援に関わる医療・福祉関係機関・団体の幅広い参加を働きかけてください。
- ③ 「住宅確保要配慮者」の中でも特に、医療・福祉ニーズがある生活困窮者等の地域居住と生活支援に関する包括的な取組を強化してください。

【提言・要望の理由】

- ① 少子高齢化・人口減少の進展等に伴い、賃貸住宅等入居の際に「身元保証人」が得られないために住まいの確保ができない「住宅確保要配慮者」が増えていくことが見込まれます。

また、入居中や退去時においても、見守りや生活相談・支援、金銭・財産管理、葬儀・家財整理など、「住宅確保要配慮者」それぞれの課題や支援ニーズに応じた居住と生活の支援が必要になってきます。

* 松江市の平成 27 年度生活困窮者自立相談支援事業への相談（計 1, 116 件）のうち「住まい確保」（140 件、11％）に係るものは、「収入・生活費」（324 件 29％）に次いで第 2 位

* 県内の宅地建物取引業者の約 3 割が、低額所得者、高齢者、外国人などの民間賃貸住宅への入居依頼を拒否した経験を持つ。入居拒否の主因は家賃滞納や緊急時の対応（H23. 10 月県実施「不動産業者アンケート」）

*福祉施設利用にあたって「身元保証人等」が求められる割合

種別	割合
特別養護老人ホーム	100% (77/77 施設)
ケアハウス	100% (10/10 施設)
養護老人ホーム	84% (16/19 施設)
障がい者支援施設	94% (17/18 施設)
共同生活介護事業所	88% (21/24 施設)

*「身元保証人等」に求めるもの（複数回答）

項目	割合
緊急の連絡先	98.5% (130 施設)
死亡時の対応	97.0% (128 施設)
医療行為の同意	93.9% (124 施設)
本人の引き取り	82.6% (109 施設)
契約変更時の同意	78.8% (104 施設)
利用料の支払い	77.3% (102 施設)
原状回復	61.4% (81 施設)
損害賠償	58.3% (77 施設)
その他	8.3% (11 施設)

老施協・知福協会員施設調査 (H28.6月県社協実施)

- ② 地域包括ケア、地域共生社会の実現には、まずは住まいの確保を基本とし、その上で医療や介護、生活支援等のサービスの充実を図っていくことが必要となります。
- ③ 特に低所得で身寄りの無い人等への居住支援にあたっては、貸主・借主双方の不安を解消するサービス（家賃債務保証、身元保証、見守り、生活相談・支援、金銭・財産管理、葬儀・家財整理等）が必要であり、県・市町村における住宅や福祉等関連施策間の連携強化と、官民の関係者の連携協働による公的な支援制度の創設が求められます。